

メンタル、育児休暇など 課題山積

第33回女性協定期大会開く



女性協議会

9月17日に行われた女性協第三回定期大会で、各労組からされた意見をまとめて紹介します。

青森ケーブルテレビで、パラハラを受け、辞めてしまった社員に関する報告があった一方で、東北放送労組では社長を開む形の労使懇談会設置の要求や、セクハラ相談窓口の組織化と女性組合員構成員について要請が通り、分社化への不安解消や、小さいことでも相談しやすい環境になったそうです。各局にもこういった考え方があつまっていることを期待したいです。

メンタル面についてもより一層の注意が必要です。

精神的に調子が悪くなる人が続出しているが、労働を見直すという意識が、



各局からたくさんの報告があった

●女性協 URL
<http://www.minporen.jp/women/index.html>

る状況は変わりません。それにびきかえ、社会結婚をし、子供がいるにも拘らず勤勉を命じる、他局の人と結婚する人へ「会社の情報が漏れるから辞めて欲しい」という例も根強く残っています。

女性協からは、仕事とストレスに関するアンケートを実施したとの報告がありました。「今後派遣や委託スタッフ等で分析制度や、男性が育児に参加していきたい」とのこと、継続的に加しやすい制度が整つていて、かつ利用しやすい環境にあるのは、キレイ・准キイ局が先んじて

女性の結婚・出産が増えている中、育児休暇取得時の評価方法や基準の曖昧さから、要件は取れているが、実際に制度が使えているか、あるいは満足度を計っています。今後とも参考にしてください。

たどりついただけるよう

な大会作りを目指します。

で、ぜひまた仲間を連れて

参加してください。

均等法改正の解説と 今後のとりくみ

講演要旨

弁護士 坂本 福子さん



均等法は元来、私たち国民の中から職場での女性に対する差別をきちんと禁止する法律があったら…という思いから1985年成

立、翌86年施行の法律です。しかし、できた法律は私たちの要望からは大きくなってしまっており、その後退しておらず、その改正が望まれました。こうした

高まって今回の改正となり、一度目の改正が2006年6月成立、07年4月施行となりました。

今回の改正で、労使間で運動の中からつくついていた差別の禁止、「間接差別の禁止」、「間

帶決議の中から「男女双方に対する差別の禁止」、「間接差別の禁止」、「ボジティ

均等法は元来、私たち国民の中から職場での女性に対する差別をきちんと禁止する法律があったら…という思いから1985年成

立、翌86年施行の法律です。しかし、できた法律は私たちの要望からは大きくなってしまっており、その後退しておらず、その改正が望まれました。こうした

高まって今回の改正となり、一度目の改正が2006年6月成立、07年4月施行となりました。

今回の改正で、労使間で運動の中からつくついていた差別の禁止、「間接差別の禁止」、「間

講演要旨

九州地連女性協ほかが意見
弁護士 坂本 福子さん

均等法改正の解説と
今後のとりくみ

せん。

またボジティブアクショ

ン推進積極的差別是正措

置については女性のみに

対するのことでなく、義務規

定の要否にかかわらず、努

めを怠ることで残りました

た。本来的にはボジティブ

アクションを実施しない限

り差別は是正は難しいの

に、実施している企業はま

だ少ない状況です。

しかし、できた法律

は私たちの要望からは大き

くなってしまっており、その後

退しておらず、その改正が

望まれました。こうした

高まって今回の改正とな

り、一度目の改正が200

6年6月成立、07年4月施

行となりました。

今回の改正で、労使間で

させているのは自分たちの

運動の中からつくついていた

差別は基本的人権の侵害

です。できた法律は私たち

の役立つように使ってい

く、そして不公平さを改め

させていくのは自分たちの

運動の中からつくついていた

差別は基本的人権の侵害

です。できた法律は私たち

の役立つように使ってい

く、そして不公平さを改め